延滞税・利子税・還付加算金について

○ 市中金利の実勢を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞税等の水準について引下げを実施。（平成25年度改正・令和２年度改正）
○ 各年分に対応する延滞税率等については、以下のとおり。

	内　容	本　則	特例				
			令和2年分以前	令和2年分（貸出約定平均金利 0.6%）	令和3年分以後	令和6年分（平均貸付割合 0.4%）	令和7年分（平均貸付割合 0.4%）
延滞税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	特例基準割合　＋ 7.3% ［貸出約定平均金利＋1%］（早期納付を促す）	8.9%	延滞税特例基準割合　＋ 7.3% ［平均貸付割合＋1%］（早期納付を促す）	8.7%	8.7%
2ヶ月以内等	納期限後2ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	特例基準割合　＋ 1% ［貸出約定平均金利＋1%］（早期納付を促す）	2.6%	延滞税特例基準割合　＋ 1% ［平均貸付割合＋1%］（早期納付を促す）	2.4%	2.4%
納税の猶予等	事業廃止等による納税の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減 （災害・病気等の場合には、全額免除）	2分の1免除 (7.3%)	特例基準割合 ［貸出約定平均金利＋1%］	1.6%	猶予特例基準割合 ［平均貸付割合＋ 0.5%］	0.9%	0.9%
利子税（主なもの）	所得税法・相続税法の規定による延納等、一定の手続を踏んだ納税者に課されるもの	7.3%	特例基準割合 ［貸出約定平均金利＋1%］	1.6%	利子税特例基準割合 ［平均貸付割合＋ 0.5%］	0.9%	0.9%
還付加算金	国から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	特例基準割合 ［貸出約定平均金利＋1%］	1.6%	還付加算金特例基準割合 ［平均貸付割合＋ 0.5%］	0.9%	0.9%

※　令和2年分以前における「貸出約定平均金利」（財務大臣が告示）は、日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）」の平均による。
※　令和3年分以後における「平均貸付割合」（財務大臣が告示）は、日本銀行が公表する前々年9月～前年8月における「国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）」の平均による。